

使用済自動車判別ガイドラインWG第3回合同会議資料

# 川崎市における放置自動車の対応状況

平成22年10月20日

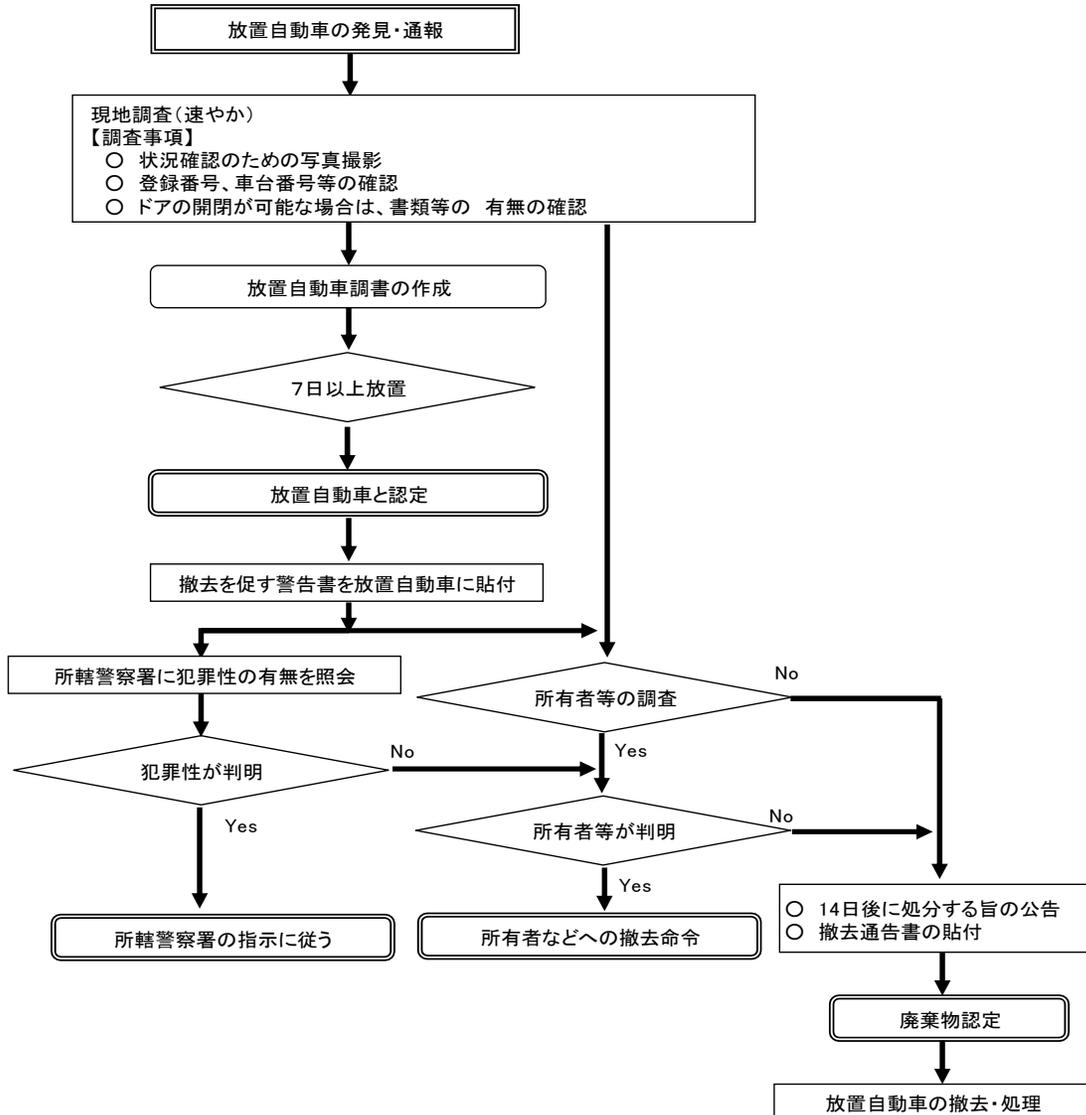
川崎市環境局生活環境部

# ■ 放置自動車処理要綱

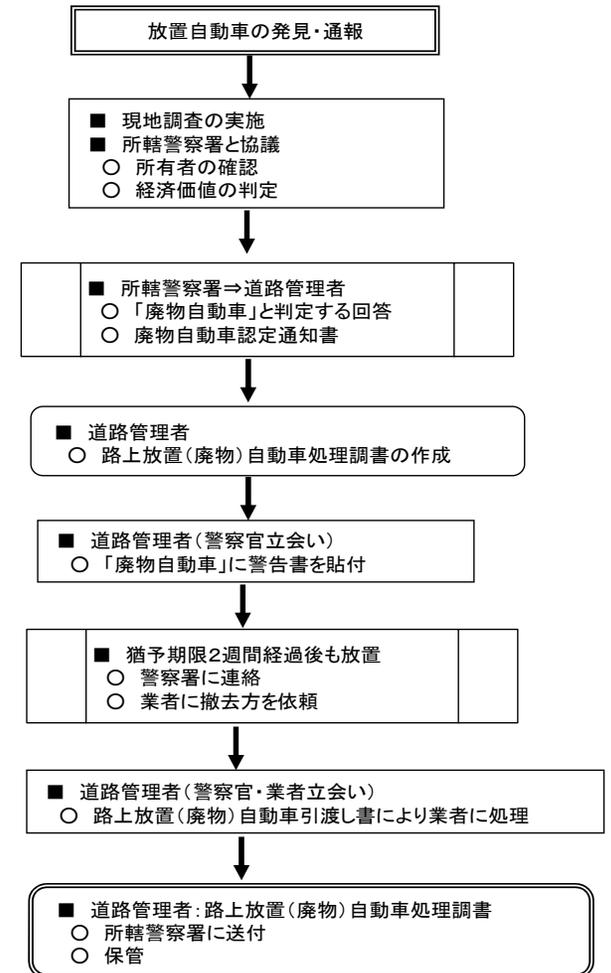
要綱	川崎市営住宅等敷地内 放置自動車処理要綱	公園緑地内駐車場等放 置自動車処理要綱	港湾局管理施設放置自 動車処理要綱	川崎市路上放置自動車 処理要綱
目 的	川崎市営住宅等敷地内を適正に管理するために、敷地内に放置されている自動車又は原動機付自転車の撤去に関し適正な処理について必要な事項を定め、良好な環境の維持を確保すること	建設緑政局緑政部が所管する公園緑地等を適正に管理するために、公園緑地内に放置されている自動車又は原動機付自転車の撤去に関し適正な処理について必要な事項を定め、施設の良好な保全と快適な環境の維持を確保すること	港湾局が管理する施設内を適正に管理するために、施設内に放置されている自動車又は原動機付自転車の撤去に関し適正な処理について必要な事項を定め、施設の良好な保全と快適な環境の維持を確保すること	路上放置自動車の適正迅速な処理を図りもって交通の安全と円滑を確保すること
施行年月日	平成17年5月1日	平成17年5月1日	平成17年5月1日	昭和54年6月1日
定義: 放置自動車	放置自動車: 敷地内に放置されている自動車又は原動機付自転車をいう。	放置自動車: 管理施設内に放置されている自動車及び原動機付自転車をいう。	放置自動車: 管理施設内に放置されている自動車及び原動機付自転車をいう。	路上放置自動車: 道路上に放置された自動車(「道路交通法」第2条第1項第9号に定める自動車)をいう。
定義: 廃物等	廃物: 相当な期間置かれている物件で本来の用に供することが困難な状況であること等を認定したものを用をいう。	廃物: 相当な期間置かれている物件で本来の用に供することが困難な状況であること等を施設管理者が認定したものを用をいう。	廃物: 相当な期間置かれている物件で本来の用に供することが困難な状況であること等を施設管理者が認定したものを用をいう。	廃物自動車: 破損、老朽が著しく修理不可能で、かつ自動車としての機能を失っている路上放置自動車のうち、所有者が確認できないものをいう。

# ■ 処理要綱の流れ

## 【市営住宅等敷地内・公園緑地内・港湾管理施設放置自動車】[H17.5.1]



## 【路上放置自動車】[S54.6.1]



# ■ 放置自動車の状況

## 1 発見台数

区 分	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備 考
市営住宅等敷地	1	8	0	4	2	
公園緑地	0	0	1	1	0	
港湾管理施設	14	16	13	15	16	
路 上	194※	272 ※	72	51	20	※印は自動二輪を含む
合 計	209	296	86	71	38	

## 2 撤去期間・台数

区 分	所要期間	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	備 考
市営住宅等敷地	概ね1か月	1	8	0	4	2	他に所有者による自主撤去 H20年度:9台 H21年度:10台
公園緑地	不明	0	0	1	0	0	
港湾管理施設	6か月程度	23	10	3	4	13	他に所有者による自主撤去 H21年度:23台
路 上	2~3か月※	59	69	45	24	13	※ 2年を要したケースあり
合 計	—	83	87	49	32	28	

# ■投棄車両等位置図（例）

22 / 6

## 投棄車両等位置図（東扇島地区）

車上生活者使用車両 3台  
 調査対象車両 2台  
 観察車両 2台  
 計 7台

(車上生活者)

- ニッサン・セフィーロ  
練馬54さ
- トヨタ・タウンエース  
習志野500ち
- マツダ・ボンゴ  
千葉46す

(調査対象車両)

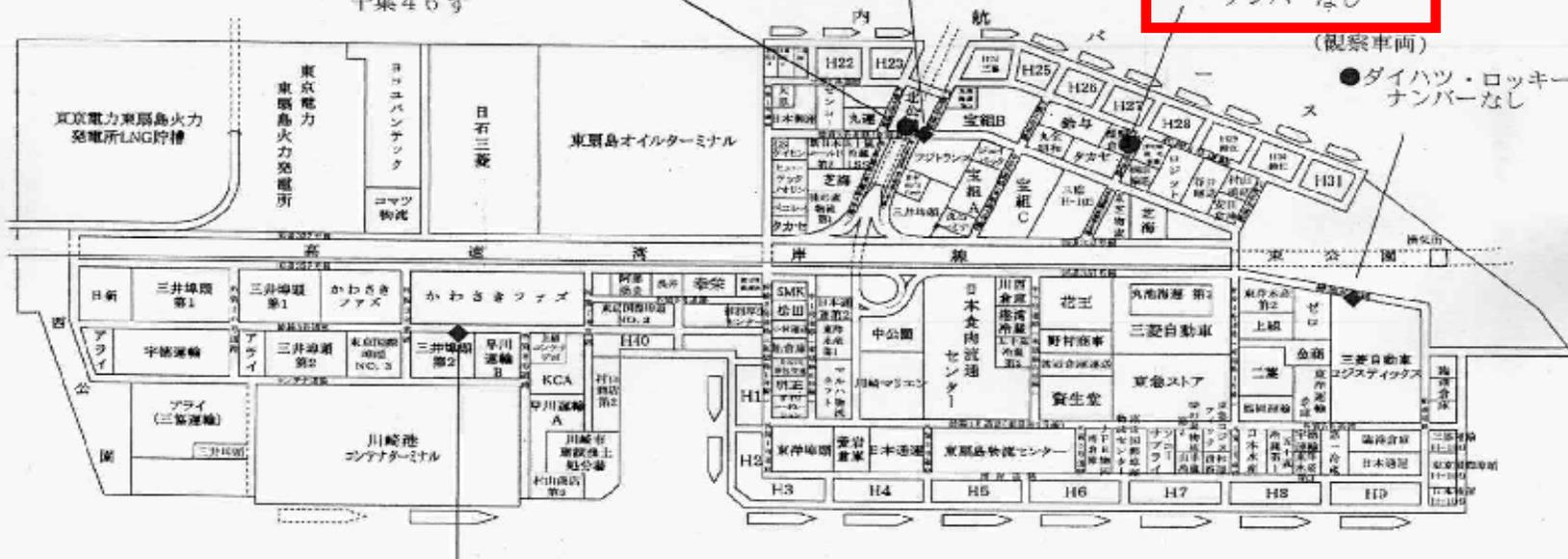
- マツダ・オートザムレビュー  
横浜71つ

(調査対象車両)

- ニッサン・パネット  
ナンバーなし

(観察車両)

- ダイハツ・ロッキー  
ナンバーなし



(観察車両)

- ◆スズキ・アルト  
ナンバーなし

※ 調査対象車両 ↓

所有者等の調査を開始している車両

※ 観察車両 → 投棄車両かどうかの状況について、観察を行っている車両

## ■投棄車両・警告書(例)



## ■放置自動車の公告(例)

川 崎 市 公 報 (第1,513号) 平成20年8月25日

(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)です。

6 条例公聴会の運営に関する事項

(1) 公述人に選定された方は、条例公聴会に出席し、公述をしていただきます。  
なお、公聴会の運営を円滑に行うため、追って公述の方法及び公述時間を通知します。

(2) 公述人(条例公聴会において意見を述べる方)は、公述の申出のあった方から公平かつ適正に選定し、その結果を本人あて通知します。

(3) 傍聴を希望する方は、平成20年8月31日(日)までに官製往復はがきに指定開発行為の名称、住所、氏名及び電話番号を記入(返信先を明記)のうえ、川崎市環境局環境評価室(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)あて申し込んでください。(郵送の場合、8月31日消印有効です。)

(4) 傍聴人の人数は、100人です。  
申込が100人を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定し、その結果を通知します。

(5) 傍聴人には傍聴券を交付します。  
なお、傍聴券のない方は入場できません。

市長 阿部 孝夫  
午後10時から

川崎市公告第337号  
放置自動車の処分について  
次の放置自動車は、市有地の管理及び通行の妨げとなっているため、平成20年8月28日までに撤去されない場合、本市が処分することを公告します。  
平成20年8月15日  
川崎市長 阿部 孝夫

車名	自動車登録番号	放置されている場所
キャデラック	練馬 330 ひ 79	川崎市宮前区 神木本町4丁目1873-8

公 告 ( 調 達 )

# ■ 廃物認定基準：その1

要 綱	川崎市営住宅等敷地内放置自動車処理要綱	公園緑地内駐車場等放置自動車処理要綱	港湾局管理施設放置自動車処理要綱
根 拠	川崎市放置自動車対策連絡協議会設置要綱第2条(5)「廃物認定基準の策定及び改廃」		
認定基準等	1 該当すれば廃物【実態の判断指標】		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録番号標(ナンバー)、車台番号標なし</li> </ul>	自動車登録番号標(ナンバープレート)が外されており、車台番号が確認できない。 不法投棄の意思が明らかな場合	
	2 該当すれば廃物		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災により損傷</li> </ul>	火災により車体が損傷し、施設管理上危険と判断される場合。また、放置し続けることで施設利用者に不安(危険ということ)を与える物件。	
	3 2つ以上該当すれば廃物		
	(1) 自動車としての機能が破損しているため廃物と判定		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エンジンなし</li> </ul>	走行機能がなく、そのままでは自動車として使用できない。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・エンジン破損</li> </ul>	走行機能が低下し、そのままでは自動車として使用できない。		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・トランスミッション等走行機器の破損</li> </ul>	自動車の走行機器系統が破損している。		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイヤなし( 本)</li> </ul>	走行機能がなく、そのままでは自動車として使用できない。		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハンドル、シート破損等車内が破損している。</li> </ul>	車内が荒れている。		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガラスが割れている、車体が破損している。</li> </ul>	外観上破損している。		

# ■ 廃物認定基準：その2

要 綱	川崎市営住宅等敷地内放置自動車処理要綱	公園緑地内駐車場等放置自動車処理要綱	港湾局管理施設放置自動車処理要綱
認定基準等 (づづき)	(2) 放置状況から廃物と判断		
		・長期間(1ヶ月)にわたり使用の形跡がない。	放置されている物件と判断される。 (自主撤去貼付 年 月 日)
		・車内外にごみが散乱している。	放置されている物件と判断される。 (自主撤去貼付 年 月 日)
		・所有者等は登録されているが、所有者等の所在が確認できない。	要綱第5条(所有者等の調査)及び第8条(公告)の処理の結果、所有者等の確認ができない。
	(3) 管理者の判断による		
	・特異な状況	内容:	
※ 2番以降は、所有者等が確認できないことが前提。			
判 定	調査結果の物件を <input type="checkbox"/> 廃物と認定する。 <input type="checkbox"/> 廃物認定は保留する。 理由:		
備 考	川崎市放置自動車対策連絡協議会設置要綱第2条(5)に基づく廃物認定基準は、内規として運用		
要綱	川崎市路上放置自動車処理要綱		
根拠	川崎市路上放置自動車処理要綱 第3(路上放置自動車の調査及び警察協議)		
認定基準等	所有者確認及び経済的価値の有無を警察において判断		

# ■不適正保管車両の対応(その1)

【全国市長会調べ】

A 市	B 市	C 市	D 市
不適正保管の状況の推移(台数)			
828台(H20/3末)→485台(H21/3末)→287台(H22/3末)	105台(H20/3末)→58台(H21/3末)→38台(H22/3末)	80台(H20/3末)→80台(H21/3末)→28台(H22/3末)	110台(H20/3末)→110台(H21/3末)→110台(H22/3末)
①使用済自動車か中古車かを判断する基準			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自走の可否</li> <li>・車の置かれている状況</li> <li>・所有者の意思</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自走不能(修理不能の事故車等)</li> <li>・ユーザーが解体を希望した車</li> </ul>	<p>＜個人の私有地に保管＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車としての体をなしているか</li> <li>・倉庫利用できる状態かどうか</li> <li>・所有者の意思</li> </ul> <p>＜事業者の私有地に保管＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車としての体をなしているか</li> <li>・商品価値があるかどうか</li> <li>・無許可で部品取り等を行っていないかどうか</li> <li>・所有者の意思</li> </ul> <p>＜その他の場所に保管＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地を管理しているものが不法投棄等として個別に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独自の判断基準なし</li> </ul>

# ■不適正保管車両の対応(その2)

【全国市長会調べ】

A 市	B 市	C 市	D 市
<b>②指導事例（根拠法令）</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体業者への保管超過の指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連する要綱、ガイドライン等はなく、運用として上記判断基準に従い指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録・許可業者の保管量の違反</li> </ul>
<b>③使用済自動車か否かの認識の違いにより所有者（原因者）の指導に苦慮した（苦慮している）事例</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に問題となる事例なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政側で当該不適正保管車両についての見極めは困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政側で当該不適正保管車両について商品価値があるかどうかの見極めは難しい。明らかに使用済自動車とみられる車両でも、所有者側に使用済自動車ではないと断言されてしまうと、それ以上の追及は非常に困難である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済自動車の認定が不明確であり、①の回答のとおり、判断ができないため、原因者が使用済自動車ではないと主張した場合、自動車リサイクル法に基づく指導が行えない。</li> </ul>
<b>④その他問題認識について</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル料金発生以前から投棄されている自動車の対応</li> <li>・民有地に200台の不適正保管車両が放置されており、これまでも指導してきたが、平成22年6月頃、行為者が行方不明となった。その後、当該土地所有者から相談があり、対応については弁護士の助言を受けるよう指導した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に大きな問題等はなし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱う車両が使用済自動車か否かにより、引取業者として登録を受ける必要があるかどうか決まってくる。</li> <li>・使用済自動車となる可能性があるものを取扱う場合は登録申請を行うように指導しているが、自動車リサイクル法の入口部分にかかわる話なので、実際に車を扱っている業形態の実情を考慮した上での判断基準が求められると考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に大きな問題等はなし</li> </ul>